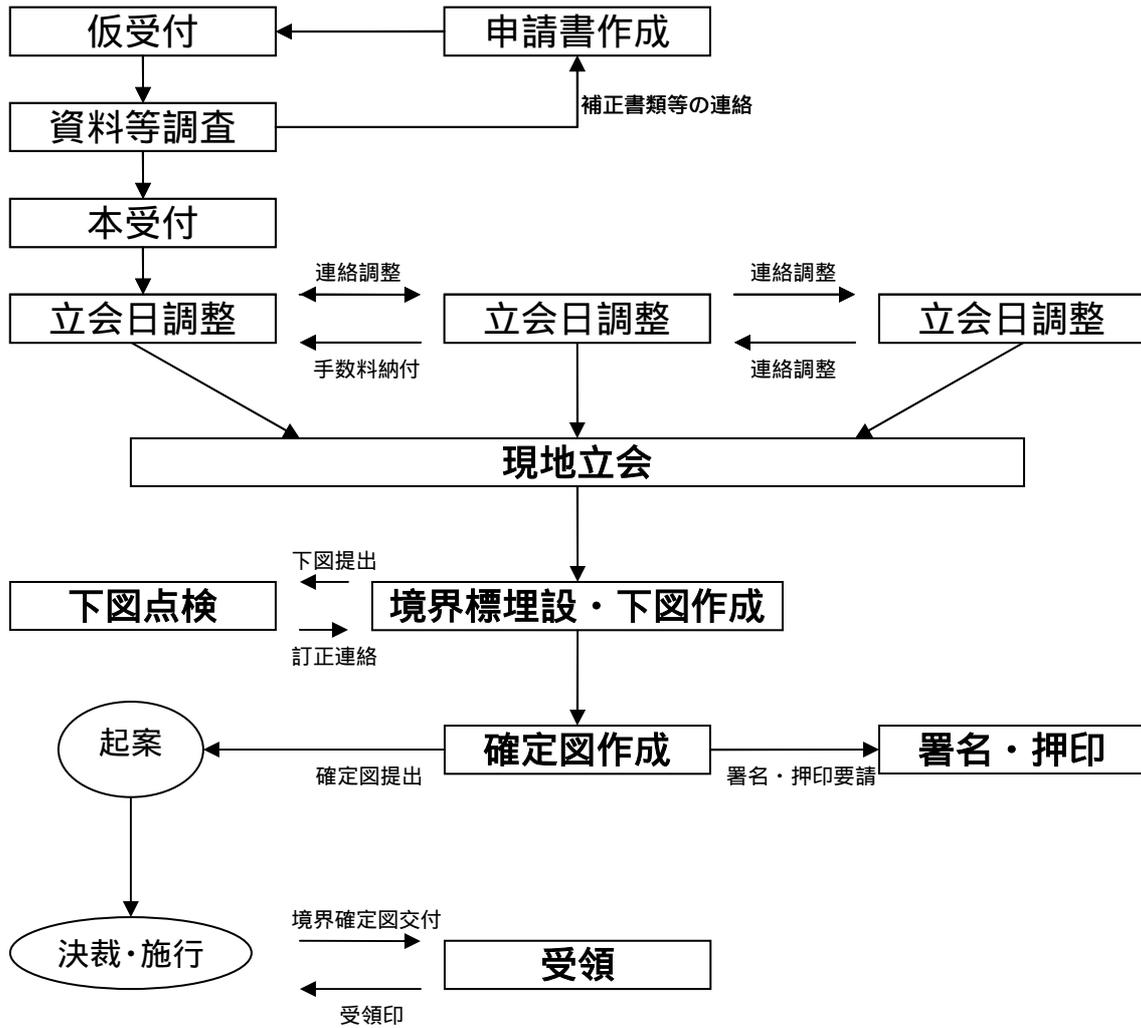


境界確定事務の流れ

高槻市

申請者(代理人)

利害関係者等



境界確定申請にあたって

- 1 **事前審査** 高槻市の道路か里道・水路等であるか、道路認定図及び法務局備付地図等で調査してください。
- 2 **申請** 境界確定申請書と添付書類を管理課へ提出してください。
- 3 **現地調査** 担当者が決まりましたら書類や現地調査を行います。
- 4 **立会日調整** 申請日より2～3週間位の日程で担当職員が申請人(代理人)に連絡いたします。
- 5 **現地立会** 申請者と本市職員及び関係者と立会をします。
- 6 **下図の提出** 立会が終了しましたら本市指定の境界標を現地に埋設し、境界確定図の下書きを提出してください。提出図面等のチェック後、関係者に署名・印鑑を頂いてください。
- 7 **境界確定図の提出** 完成した境界確定図を提出してください。
- 8 **決裁・交付** 決裁処理を行います。処理期間の目安として1週間程度かかります。決裁後、申請者(代理人)に連絡しますので、受領印をもって取りに来てください。

注意事項

- 1 公共座標(高槻市基準点)明示としてください。
- 2 相続で登記未了の場合は、相続関係説明図とこれを証する書類を添付してください。
- 3 高槻市境界確定取扱要領をお読みください。

お問い合わせはこちらへ

大阪府高槻市桃園町2番1号
高槻市役所 本館5階
都市創造部 管理課
TEL072-674-7533